

## 船舶事故調査報告書

平成28年6月30日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 庄 司 邦 昭（部会長）  
 委員 小須田 敏  
 委員 根 本 美 奈

事故種類	火災
発生日時	平成27年11月17日 13時40分ごろ
発生場所	東京都大島町野増 <sup>のまし</sup> 漁港北西方沖 元町港突堤灯台から真方位161° 1,770m付近 (概位 北緯34° 44.2′ 東経139° 21.3′)
事故の概要	漁船第五日吉丸 <sup>ひよし</sup> は、一本釣り漁の操業中、火災が発生し、その後、付近の海岸に乗り揚げた。 第五日吉丸は、操縦者が負傷を負い、鎮火した後に沈没した。
事故調査の経過	平成27年11月17日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第五日吉丸、19トン SO2-3731（漁船登録番号）、個人所有 14.94m (Lr) × 4.36m × 1.64m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数190、昭和58年2月
乗組員等に関する情報	操縦者 男性 57歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和60年10月15日 平成23年5月1日をもって失効していた。
死傷者等	軽傷 1人（操縦者）
損傷	焼損（全損）
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南西、風力 4、視界 良好 海象：波高 約2.0m
事故の経過	本船は、操縦者が1人で乗り組み、一本釣り漁を目的で、野増漁港北西方沖の漁場に向け、平成27年11月17日10時00分ごろ静岡県下田市下田港を出発した。 操縦者は、操舵室で操船にあたり、野増漁港北西方沖において一本釣り漁をしながら主機を回転数毎分約800で北東進中、13時40分ごろ、主機操作盤のクラッチレバー付近から灰色の煙が出ていることに気付いた。 本船は、操縦者がクラッチレバーを中立とし、操舵室を出て船尾側

	<p>にある食堂に入り、食堂の床に設けられた‘機関室の出入口のハッチ蓋’（以下「本件ハッチ」という。）を開けた瞬間に、火炎が噴出した。</p> <p>操縦者は、操舵室に戻って付近にいた僚船に無線で救助を求めようとしたものの使用できず、汽笛を鳴らして救助を要請し、水をかけて消火活動を行っていたところ、火勢がさらに強くなり、救命胴衣の着用及び救命筏<sup>いかだ</sup>の準備もできない状態で、火炎を避けて風上の船首付近に避難していた際、炎上している本船に気付いて来援した僚船に救助された。</p> <p>操縦者は、僚船によって野増漁港に移送され、救急車により病院に搬送されて診察を受けた後、帰宅した。</p> <p>本船は、風で流されて野増漁港付近の海岸に乗り揚げ、海上保安庁、消防本部及び町役場の職員等が監視する中、18時02分ごろに鎮火したものの、船体が2つに割れて沈没した。</p> <p>（付図1 事故発生場所概略図 参照）</p>
<p>その他の事項</p>	<p>本船の動力漁船登録票は、平成26年7月14日をもって失効していた。</p> <p>本船は、操縦者が、本事故の約40分前にゴムが焼けているような臭いを感じ、主機を停止して機関室を点検し、潤滑油及び冷却水などを確認したが、異常が見付からなかったため航行を続けていた。</p> <p>本船は、機関室の上部に操舵室及び食堂が配置され、食堂の床に設置された本件ハッチを開けて機関室へ出入りするようになっていた。</p> <p>本船は、本事故当時、持運び式消火器を食堂と機関室にそれぞれ1本ずつ装備していたが、操縦者が煙に巻かれて使用することができなかった。</p> <p>主機は、4サイクル6シリンダのディーゼル機関であり、船首側を1番として順に番号を付けられ、燃料油としてA重油を使用していた。</p> <p>本船は、12月7日にサルベージ業者により引き揚げられたが、船体は、損傷状況が激しく、原形をとどめておらず、煤等は海水で洗われてほとんど付着していなかった。</p> <p>主機の焼損状況は、次の通りであった。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 給気マニホールドが溶融し、吸気管に付着していた。</li> <li>② 全シリンダヘッドカバーの上部が溶融していた。</li> <li>③ 排気マニホールド及び過給機等が焼損していた。</li> <li>④ 燃料ポンプの配管接続部に燃料油の漏えいが認められた。</li> </ol>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p>	<p>不明</p> <p>あり</p> <p>なし</p>

<p>判明した事項の解析</p>	<p>本船は、野増漁港北西方沖において一本釣り漁をしながら北東進中、機関室から出火したものと考えられる。</p> <p>主機の燃料ポンプの配管接続部から燃料油が漏えいしていたことから、漏れた燃料が過給機及び排気管等の高温部に触れて発火した可能性があると考えが、その状況を明らかにすることはできなかった。</p> <p>本船は、操縦者が本件ハッチを開けた際、酸素が供給され、火炎が噴出したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、野増漁港北西方沖において一本釣り漁をしながら北東進中、機関室から出火したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 主機の運転中、異常を感じた場合は、主機を停止し、原因が究明できるまで運転しないこと。</li> <li>・ 燃料系統の配管等の点検を定期的に行うこと。</li> </ul>

付図1 事故発生場所概略図

